

平成26年3月12日

於・1002会議室（10階）

第1003回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
(1) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第4号)	1
(2) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について (諮問第5号)	1
(3) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協 会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組 を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可に ついて (諮問第6号)	1 4
(4) 日本放送協会に対する平成26年度国際放送等実施要請について (諮問第7号)	1 9
(5) 認定放送持株会社の認定について (諮問第8号)	2 1
(6) 登録一般放送事業者の登録の取消しについて (諮問第9号)	2 5
3. 閉 会	2 9

開 会

○前田会長 大変お待たせして申しわけありませんでした。事前の打ち合わせが長引いてしまいまして、失礼いたしました。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

- (1) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第4号)
- (2) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について (諮問第5号)

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。早速ですが、審議を開始させていただきます。諮問第4号「放送法施行規則等の一部を改正する省令案について」及び諮問第5号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について」につきまして、長塩地上放送課長及び野崎放送技術課長から説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 それでは、お手元のA4横のパワーポイントの資料を用いましてご説明させていただきたいと思います。ページ数右下の2ページからです。

本諮問はFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局についてお諮りするものです。

経緯を申し上げますと、昨年2月から放送ネットワークの強靱化に関する検討会を総務省のほうで開催いたしまして、7月の中間取りまとめに基づいて制度整備の準備を進めてまいりました。提言の基本的な内容につきましては、

ネットワークの強靱化を図るということから、AMラジオ放送の災害対策や難聴対策のためのFM波、これはいわゆるV-Low帯域も含んでいます。この帯域の活用をしようという旨の提言です。

この提言を踏まえまして、AMラジオ放送につきましては、従来、外国波混信対策についてAM事業者がFM波を使うものはありましたが、そういったものに加えまして、地理的・地形的難聴のためにも用いることができるとする旨の基幹放送用周波数使用計画の変更について、既の実施しているところです。この施策につきましては、昨年11月の電波監理審議会に諮問させていただき、答申を経て、12月に施行しているというものです。

こういった経緯のもとで今回お諮りする内容が2ポツのところでは、AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針等を1月に策定いたしまして、その後、本方針を踏まえまして、V-Low帯域等を活用した災害対策、難聴対策のためのAMラジオ放送を補完するFM中継局の導入について制度整備を行おうとするものでして、お諮りする内容は大きく3つです。

基幹放送用周波数使用計画、これは告示です。この変更です。それから、放送法施行規則、これは省令です。同様に電波法施行規則、こういったものです。その内容は、次ページ以降でご説明させていただきたいと思います。

今申し上げました補完中継局ですが、これについては難聴対策、災害対策の必要性が認められる場合に開設を認めるということですが、その具体的な類型をポンチ絵にしています。

1つ目、左上にある絵ですが、都市型難聴対策ということで建築物による遮蔽による電界強度の低下、こういったものに対して対策を講じようという類型です。

その下が外国波混信対策でして、例えば朝鮮半島や中国大陸から飛んできますAM放送局の周波数、これが国内のAM放送局の周波数と混信することによ

って難聴が生じるといったものです。

右上は地理的・地形的難聴でして、例えば山に遮られて電波がよく届かないといったときの難聴です。最後の右下が災害対策です。AM放送局の親局は、例えば海岸べり、あるいは河川沿い、こういったところに立地しているものがほとんどです。例えば津波が起こった場合に親局自体が壊滅的な被害を被ることがありまして、その放送対象地域全域において、そもそも電波が聞こえないということが生じます。こういったことに対し対策を打とうというものです。

次のページは、基幹放送用周波数使用計画の変更のポイントを図示するものです。下のポンチ絵をご覧くださいますと、周波数のどの帯域でどのような用途に用いているかということを示させていただいています。

赤字のところが今回お諮りする内容です。いわゆる現行FM帯域とV-Low帯域ということで上のところを大きく分けていますが、今回は現行FM帯域につきまして、災害対策の用途にも用いることができるようにしようというものです。それに加えて、いわゆるV-Low帯域というところについての低いほうのエリアです。具体的には90から95MHzまでの帯域でして、このところをAM放送局のFM中継局ということで、外国波混信、地理的・地形的難聴、都市型難聴、災害対策、これらの用途に用いることができるというものです。

左右対称で図を並べて書いていますが、外国波混信、地理的・地形的ということは、ちょうど左側にあります従来のFM帯域にも認められているものをそのまま右側、V-Low帯域にも持ってこようというものです。

都市型難聴は、ご覧のようにV-Low帯域のみに認めるというものでして、災害対策は両方に書いていますが、左側の災害対策のところ注を打ってあるように、右側のV-Low帯域では使用できないような場合に限定して道を開

こうというものです。

次のページをご覧くださいと思います。これも同様に基幹放送用周波数使用計画の変更についてです。今回導入しようという補完中継局につきましては、大きく2つの類型に分けています。1つ目は、親局の主たる補完中継局ということでして、例えば県域ラジオにつきましては、主に県庁所在地をカバーしようというもので、いわゆる親局に相当する大出力の中継局というものです。それ以外のものをその他の補完中継局というふうに類型化しています。

中ほど①のところです。親局の主たる補完中継局でございますが、こういった大出力の中継局につきましては、災害対策、都市型難聴対策、外国波混信対策に道を開こうというものでして、使用可能な周波数は、先ほどポンチ絵でご覧いただいたとおり90から95MHzまでの帯域です。これは、0.1MHz刻みで打っていますので、ご覧のような形になっています。

空中線電力につきましては、その目的に照らして必要最小の値ということと、当該地域において県域FM局が行われている場合には、その親局の空中線電力の値を上限とするということです。

これは、全国同様にこういった用途について道を開こうということで、限りある周波数を効率的に配分するためのやむを得ないと申しますか、こういった制限を設けないと全国にくまなく利用の道を開けないという物理的な制約によるものです。

②のところはその他の補完中継局でして、今申し上げた親局の主たる補完中継局と比べていただきますと、地理的・地形的難聴ということが追加されているものです。また、使用可能な周波数帯域につきましては76.1から94.9MHzまでと広く設けられております。

空中線電力につきましては、原則100ワット以下ということで、上の親局の主たる補完中継局と同様に必要最小の値ということです。

次のページは放送法施行規則、電波法施行規則の改正ですが、それにつきましての安全・信頼性基準が上の囲いのところでは、

親局の主たる補完中継局は、いわば従来の親局相当、AM局にとっての親局相当のもので、空中線電力も非常に大きいというものです。こういったところに鑑みまして、超短波放送の親局の放送設備の安全・信頼性基準、つまり、厳格な基準を適用しようというものが、その内容の1つです。

また、その他の補完中継局につきましては、超短波放送の中継局の安全・信頼性基準を適用するというものです。

その下の四角の囲いは、電波法施行規則の関係ですが、中継局につきましては、現在公示期間内に申請することを要しない無線局になっています。これは、適宜必要が生じたときに使える周波数帯を見つけて、適宜の形で免許するという実態ですが、今回、従来用いられてこなかったV-Low帯域の周波数帯を新たに開放するという事情等に鑑みまして、開放するに当たっては公示制度の対象とするという旨の制度整備を行おうというものです。これが2点目です。

7ページ目ですが、これはご参考の情報です。今回の制度整備にあわせて措置しようというのですが、電波監理審議会にお諮りする項目とはされていないものです。

(1)のところが周波数を公示する中継局に関する告示の制定ということで、ただいま申し上げたことの具体的な内容を少し書いています。

①、②と並んでおりますが、使用する周波数帯域を明示しています。また、空中線電力については20ワットを超えるものについて、こういった公示制度を活用するという旨を定めて記載させていただいております。

下半分、(2)のところですが、電波法関係審査基準の改正です。

①としまして補完中継局の免許の基準を策定しようということでして、項目別に列挙しております。開設目的の適合性、既に申し上げました災害対策等の

目的、こういった開設の目的について審査します。

また、経理的基礎については、従来、FM波の中継局を用いるということは、AM局について一般に認められていませんでした。これは今後の経営判断に委ねられているものでございますが、AM局では、それ相応の規模のAM局にあっても、FM中継局の整備を短期間に集中的に行おうというものも今後出てくると考えております。そうした場合に、従来の経営基盤、経理的基礎、こういったものにどのような影響があるのか、問題はないのか、こういったところをチェックしようというものです。

また、空中線電力や混信妨害についても、既に申し上げたようなこと、あるいは従来の免許制度に照らして求められている項目、こういったものを記載しています。

また、競願処理が発生する場合も勘案いたしまして、その場合の優劣を判断するための基準を新たに策定、制度整備しようというものです。

以上が1項目です。

○野崎放送技術課長 8ページ目ですけれども、北海道の石狩湾沿岸地域における地デジ混信の対策でございます。

9ページ目にありますように、今までも混信対策については各地で行っておりますが、季節的に電波が非常に飛んでしまう現象により発生する混信のための対策です。

次のページに北海道の地図がございます。通常は、礼文中継局から小樽地域には電波は飛びませんが、季節的に電波が非常に飛んで混信が生じることがあり、夏場を中心に小樽地域で最大2,900世帯に混信障害が起きています。

今般、礼文中継局の20チャンネルが小樽地域に混信を起こしているため、17チャンネルに変更するということでございます。この17チャンネルについては、小樽地域で他に使っていないために最適の周波数ですが、礼文中継局

で17チャンネルを使うためには、その近隣の浜頓別に設置されている知駒中継局に17チャンネルの割当てがありますので、これとの混信を避けるため、知駒中継局の17チャンネルを38チャンネルに変更して、17チャンネルを空けた上で礼文中継局の20チャンネルを17チャンネルに変更するという手順です。

礼文中継局の空中線電力は3ワットでございますが、チャンネルプラン、すなわち基幹放送用周波数使用計画に載っておりませんので、今回はチャンネルプランに載っている100ワットの知駒中継局のチャンネル変更について電監審にお諮りするところでございます。

ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。いかがですか。

○原島代理 補完中継局の地域のカバー範囲について、確認の意味で聞きたいのですが、都市型難聴、あるいは地理的・地形的、外国波混信、災害対策と4つありますけれども、災害対策ということを考えますと、どの部分が災害が起こるかというのはなかなか認定しにくいので、補完ではあるけれども、いわば放送区域全体ということになりますでしょうか。

○長塩地上放送課長 災害対策ということでございますが、3ページの表をご覧いただければと思います。津波のポンチ絵になっておりますが、津波が来たときにAM局の例えば親局が壊滅してしまうということを想定いたしますと、その親局が従来カバーしていた、例えば全県的にカバーしていたとすれば全県で難聴というか、電波の届かない事態が生じると。

○原島代理 起こり得るわけですね。

○長塩地上放送課長 はい。ですから、その場合の補完中継局については、AM局の親局がカバーしたエリア全域に出すということが1つのメルクマールと

して考えられます。

○原島代理　ということですね。

○長塩地上放送課長　はい。

○原島代理　そうしますと、非常にいいことだと思っておりますが、一方で心配しますのは、AMが主で、FMはあくまで補完という位置づけですが、それは特に中波やAMが非常に大切な放送であるということで、私なんか鉱石ラジオ、ゲルマニウムラジオを知っている世代ですから、電池も電気も全くなくて受けられるという、船なんかもそういうのが非常に重要だということなんですけれども、こういう形で同じ放送区域に対してFMも放送できるとなると、新たな投資はだんだんFMのほうになって、AMが衰弱していくんじゃないかという心配がございます。せっかく一番大切な目的としているAMを補強するというAMの本体のほうだんだん衰弱していくんじゃないかという心配があるのですが、そうならないような方策は何か考えておられるのでしょうか。

○野崎放送技術課長　制度的には、AM放送が前提としてあって、そのうちの都市型難聴が起きている地域や、あるいは中継局なり親局で津波が来たら被害を受けて放送の継続が困難となる地域について補完するというものです。

したがって、事前に電力が決まっているわけではなくて、対策が必要な地域を免許申請で出してもらって、そこをカバーするのに必要最小の電力を免許することとなります。AM放送の継続が前提となっています。

○原島代理　それで、先ほど災害放送のカバー範囲をお聞きしたのですが、基本的に親局と同じカバー範囲であるということで、非常に限定されていけば話は別なのですが、同じということだとすると……。

○野崎放送技術課長　先ほど上限の規定があると申しましたが、5MHzという限られた帯域に、全国のAM事業者から親局の主たる補完中継局の開設希望があったとしても収容できるように、県域FM放送の親局の空中線電力を上限

にしています。ただし、AM放送の親局並みのエリアをカバーしようとする、この上限値を超えてしまいますので、災害対策で親局が津波の被害を受ける場合も県域FM放送の親局の空中線電力が上限となります。

したがって、AM放送のエリアの方がはるかに広いので、最大でも県域FM放送の親局程度の地域を部分的にカバーしていることとなります。パッチ当てというイメージです。

○前田会長 今の話に関連して言うと、地形的にもともとAMが届いていない場所はFMだけやることとなりますよね。ということは、AMがなくてもFMができると、そこはそういう定義になるということですね。

○野崎放送技術課長 これは、既に電監審で制度化していただいておりますが、そもそもAM放送の空中線は低地の湿地等にアースをとって設置する必要があります。山の向こうの地域では山に遮られて電波が届きませんので、そういう小エリア的にAM放送が聞こえにくい地域はあります。そこで、FM放送の空中線はアースをする必要がないため、山頂にも設置できますので、そこに補完中継局を設置することで、山の上から小エリアをFM方式でカバーすることが可能になります。

これにより、AM放送が聞こえにくい山間地域等でも、FMの電波であれば同じ内容をクリアに聞くことが可能になるということです。

○原島代理 非常に細かいことになってしまうんですけども、地理的・地形的難聴対策は放送区域ではないですね。電界強度は保障されていない。

○野崎放送技術課長 そのような地域は電界強度は満たしていません。

○原島代理 そうすると、放送区域でないところに打つのは補完とは言わないのではないかと。

○野崎放送技術課長 そういう意味では、AM放送の放送区域内には入っていますが、山陰などで部分的にAM放送の電界強度を満たしていない地域はあり

ます。

○原島代理 放送区域なんですが、電界強度で規定されていますよね。良好に放送できるのが放送区域で。そうすると地理的・地形的難聴は放送区域という定義から外れるかなという細かい話です。

○野崎放送技術課長 一部の区域をピンポイント的にAM放送区域から除くということではなく、まずフリンジの電界強度で親局等の放送区域が決まりますが、その内側で例えば丘陵地とか山向こうには、AM放送の法定電界強度を下回っているところがありますので、そういう所で補完的に放送を行うものです。今までも外国波混信対策等でFM方式により補完的に放送を行うことが可能となっていますが、今回、用途を広げるといいます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。先ほど議論になった……。

○山本委員 ええ、少し話になった点が、内容に関しましては特に異論はないと申しますか、私は自分がかかわっていたということもございますので、その点は申し上げにくいのですが、おそらく異論はあまりなかろうと思います。

ただ、ほんとうに形式的な問題なんですが、今回いただいている別紙の3の放送法施行規則の第125条第4項が新たに付加された部分であると思いますが、ここに基幹放送用周波数使用計画という電波法に基づく告示が出てまいります。これは、既に放送法施行規則の中で電波法に基づく告示である計画を引用していますので、今回新たに生じた問題というわけでもないのですが、ただ、省令の中で告示の具体的な規定を引用するというのが形式的にどうなんだろうという議論がちょっと中のございまして、一応、これは親となっている委任規定は別の法律の規定になっていますので、つまり、一方は電波法の第7条に基づく使用計画という告示、片や放送法の規定に基づく放送法施行規則。これは省令ということですので、特にこれで問題はないのではないかと。

つまり、省令と告示ということだと、省令の委任を受けた告示という関係

がある場合に、告示の規定を省令で引用しているというのは明らかにおかしいのですけれども、今回の場合は別々の親の委任規定があつて、それぞれ省令と告示があつて、それは同じ総務大臣が定めるものであるという関係ですので、一応、並列的な関係に立っているというふうに考えれば、まあこれでおかしいとまでは言えないかなというふうに思っておるのですが、ただ、ちょっと形式的にはやや検討する余地もあるかなというふうに思いましたけれども、その点は何か検討されていますでしょうか。

○野崎放送技術課長　そこは再確認させていただきます。ここで規定したい趣旨は、補完中継局というのは中継局にすぎないので、従来の規定では重大事故の報告対象外となっています。このため、基幹放送用周波数使用計画に定める周波数を使用するものというのは、AM放送の親局を補完するような空中線電力の大きなものですが、これについては親局と同様に15分以上停波したら重大事故に該当することとする趣旨ですが、規定ぶりについては問題ないかどうか再確認させていただきます。

○山本委員　そこは、もし何かあれば少し形式を整理していただければと思います。

○野崎放送技術課長　すみません、1点説明漏れがありましたのでご説明させていただきます。

○前田会長　どうぞ。

○野崎放送技術課長　FM方式のAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備に対する意見募集の概要について、パワーポイントでご説明させていただきます。AM放送事業者から20者、FM放送事業者からは36者意見が来ております。

次のページでございますが、AM放送事業者20者からは、1つ目は制度について、なるべく柔軟な運用を可能にしてほしいという意見です。

2つ目ですが、現在は90MHz以上の周波数帯が受信できないラジオもあります。特にカーラジオなどは90MHz以上が受信できないものも多いため、メーカーへの働きかけなど補完中継局を受信できるラジオの普及に向けた総務省の取組を希望するという意見です。

FM放送事業者からは、ほとんど同じ意見で、大体3つに分類されます。1つ目が県域FM放送の親局の空中線電力を上限とすることに加えて、空中線高の違いも考慮することを明記してほしいという意見です。これは、要するに県域FM放送の親局よりも高い場所に補完中継局を設置した場合は、その分、エリアが広がるために、その分を差し引いた上限の電力とすべきというものです。これは制度整備の基本方針には記載してありました。今回はチャンネルプランということで、そこまで細かくは記載しておりませんが、来週から意見募集を予定している電波法関係審査基準にこの旨を規定する予定です。

次ですが、補完中継局の免許申請に当たって、既存FM放送事業者に対し難聴等の発生状況、送信諸元が必要最小のものであることを明確に示す資料を提示した上で、既存FM放送事業者が正式に合意したことを示す資料を添付することを条件とすべきということです。これについては、従来どおり、既存のFM放送事業者に混信や妨害を起こす場合はきちんと調整した資料を出すことになっています。一方、難聴がどこで発生しているとか、あるいは電力が最小かということは、総務省が判断して免許していきますので、これらについて事業者間で合意した資料までは添付する必要はないと考えます。

3つ目の意見ですけれども、主たる補完中継局の空中線電力について、県域FM放送の親局の空中線電力を上限に規定することは、民間ラジオ事業者間の公正競争を損なう懸念があるという意見です。これについては制度上、都市型難聴地域を提示していただきまして、必要最小の電力を免許します。さらに、限られた5MHzに対し、仮に全国のAM放送事業者が免許申請してきても収

容できるように、県域FM放送の親局の空中線電力を上限値として規定しているものでありまして、これが直接、公正競争を損なうものではないと考えております。

そのほか、短波放送事業者から、短波放送も補完中継局を設置できるようにしてほしいというご意見ですが、短波放送は法定電界強度という規定がないために、難聴の定義等について今後検討する必要があります。今回、チャンネルプランでは、設置できる枠組みを設けております。

民放連からも短波放送の補完中継局を検討してほしいというご要望をいただいております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。これを含めて何かありますでしょうか。

単純な確認ですけれども、各県に1波割り当てるといふことで言うと、既に地域的な難聴対策等は別途図られているので、今回は災害対策用という意味合いが強いというふうに考えていいんですか。

○野崎放送技術課長 現在は90MHz以下の周波数で100ワット程度を上限とした補完中継局について、外国波混信対策と地理的・地形的難聴対策について制度化しています。

今回は、災害対策や都市型難聴対策を新たに追加し、90から95MHzまでという新しい周波数を開放することで、都市部でも補完中継局を開設できることとなりますので、こうした対策を目的とした比較的電力の大きいものが中心になってくると思います。

○前田会長 ほかにありますか。

それでは、特に反対意見がないようですので、諮問第4号及び第5号につきましては、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(3) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可について

(諮問第6号)

○前田会長 それでは次に進みます。諮問第6号「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務』の認可について」につきまして、秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 それでは、右肩に諮問第6号説明資料とついております資料をご覧くださいと思います。

本件は、NHKの業務についての認可にかかわるものでございます。実は、NHKのラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、放送番組を放送と同時にネットを通じて一般に提供する業務について、この電波監理審議会にお諮りするの今日が3回目になります。

申請の概要のところの表の2番をご覧くださいと思います。最初にお諮りしたのは平成23年の3月でございました。夜間の外国電波混信、マンション等鉄筋コンクリート住宅の普及等により、ラジオ放送が聴取しにくい地域、

場所が拡大しつつあるということで、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供したいということで申請がございました。これを認可したのが平成23年3月でございまして、実際に試行的に始められたのが平成23年9月でございます。

その認可をしたときに期限を今年の3月末、平成26年3月末までとしておりました。時限で認可していたということでございます。

その後、2回目、電波監理審議会にお諮りしたのは昨年1月でございます。一部の地域放送番組を追加したいという申請がございました。こちらも諮問、答申を経た上で認可しております。平成25年4月から一部の地域放送番組を追加でインターネットを通じて提供しております。

どこの地域を追加したのかという点につきましては、表の3番をご覧くださいと思います。もともと提供していたのが関東、あるいは東京の放送でございましたが、これに加えて平成25年4月からは近畿、中京、宮城といった地域の放送もネットで提供するようになったということでございます。

今回は、2番のところの第2パラグラフ、当該業務の開始から2年たって、また、平成26年3月末までの期限が近づいてきております。その後の状況変化といたしまして、当初、PC、パソコン利用の補助的な位置づけとして開始したスマートフォン等の携帯端末によるアクセスが急速に増加しております。昨年9月段階で270万件のアプリのダウンロードがあるということでございます。そこで、携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握したいという申請でございます。

また、昨年4月から始めております地域放送番組の利用実態や提供のあり方についても、引き続き幅広く聴取者からデータを収集・把握することが必要ということで、引き続きまして来年、平成27年3月末まで認可を得て、この業務を実施したいということでございます。

おめくりいただきまして2ページ目、これは従来から変わっておりません。提供エリアは日本国内でございます。提供に際しまして国内での地域制限はしないという形で、ネットでの提供をしたいということでございます。

その上で(4)携帯端末を対象とした調査を新たに開始したいということでございまして、利用者から利用チャンネル、時間等のデータを収集し分析するということです。この調査をするに当たっては、個人情報の取り扱いについて十分留意し、利用者に対しまして適切な事前の告知等の必要な措置を講じた上で実施するというところでございます。

その上で(5)ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性について、アンケート等により検証・確認を行うために引き続きもう1年、来年の3月末まで実施をお認めいただきたいという申請内容でございます。

最後になりますが、3ページで(3)業務の実施状況について別途総務大臣に報告するとともに、調査結果について適宜取りまとめてNHKのホームページ等で公表するという申請内容でございます。

これに対する私ども事務方の審査の結果が4ページ目でございます。特に必要な業務であると認められることから、申請どおり認可することといたしたいと考えております。

理由のところをご覧ください。通称「らじる★らじる」と呼ばれるネットを通じて放送と同時に一般に提供する業務につきましては、25年度末、26年3月末まで実施することについて、これまでに認可を得ているところでございます。25年度から一部の地域放送番組を追加することについても、平成25年1月に認可しているところでございます。

ラジオ放送の難聴対策としても一定の効果が見られるところでございますし、今回、協会から申請のあった業務は、通称「らじる★らじる」の実施期間をさ

らに1年間延長することによりまして、急速に増加しているスマートフォン等の携帯端末による利用の実態に関するデータを新たに収集・把握する。これに加えまして今年度から開始しております地域放送番組の聴取実態や提供のあり方について引き続き調査・分析を行うものということで、必要な業務であると認められるということで考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。どうぞお願いします。

○村田委員 資料の表の中にある項目4の業務の収支の見込みのところの支出で0.7億円とあるんですけれども、これは、この業務の1年間全体の支出の見通しという理解でよろしいですか。PCとは別に、スマートフォンの部分だけで0.7というわけではなく。

○秋本放送政策課長 全体でございます。

○村田委員 全体でということよろしいですか。

○秋本放送政策課長 はい。

○村田委員 わかりました。

○前田会長 ほかにいかがですか。

○原島代理 既に民放ではある程度行われているサービス、地域限定がないというのが違うかもしれませんが、ということで、場合によってはこういう実験的なデータ収集調査ということではなしに、本格的なサービスということであってもいいと思うのですが、一方で、こういう形で、場合によっては1年ごとに調査という形で続けても、全国対象ですから、いわば限定されていない視聴者がおられるわけですね。

そうすると、実験も、今回はスマートフォンということがありましたけれど

も、そのうちに実験すべきことがなくなってしまった後に、なかなかやめることが難しいのかなという気もするのですが、この後のことは何か予定がございませうでしょうか。

○秋本放送政策課長 実はNHKのほうからは、ラジオ放送のネットを通じての同時配信については恒常的な任意業務として位置づけてほしいという制度改正要望を昨年来承っております、近く、この通常国会に放送法の改正案を提出いたしまして、ラジオ放送のインターネットを通じた放送と同時の提供業務というのを時限ではなくて、恒常的な任意業務として位置づける改正案を準備しているところでございます。

ただ、放送法改正案が成立し、施行まで至りますと恒常的な業務となるわけでございますが、今現在、現行法のもとでは時限で認可を得て実施しておられますので、さらに1年間、また携帯端末からのアクセスという新たな検証すべきデータが出てきたということで申請があったものでございます。

○原島代理 わかりました。

○前田会長 よろしいですか。

それでは、もう既に3回目ということでもありまして、諮問第6号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(4) 日本放送協会に対する平成26年度国際放送等実施要請について

(諮問第7号)

○前田会長 それでは次に進みます。諮問第7号「日本放送協会に対する平成26年度国際放送等実施要請について」につきまして、小澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○小澤国際放送推進室長 本件は、日本放送協会が行うラジオ国際放送及び外国人向けテレビ国際放送につきまして、平成26年度の放送の実施を要請するというものでございます。

説明資料のⅠ要請放送制度の仕組みでございますが、放送法第65条第1項の規定によりまして、総務大臣がNHKに対し放送区域や放送事項を指定して、ラジオ国際放送、テレビ国際放送を実施することを要請することができることと定められております。放送事項は、ここにあります括弧書きで記されているものに限定されております。

第2項におきましては要請に当たっての放送番組の編集への自由の配慮義務が定められており、第3項では要請に対するNHKの応諾努力義務が規定されています。

さらに、第67条第1項におきまして、NHKが要請に応諾した場合は、要請放送のための費用を国が負担することが定められています。その費用につきましては(2)にございますが、平成26年度予算案におきまして、ラジオについては9.6億円、外国人向けテレビ国際放送については24.9億円、総額34.5億円と、平成25年度とほぼ同額の交付金を計上しているところでございます。

Ⅱのラジオ国際放送の現状であります。放送時間は1日延べ58時間10分、放送区域は16区域、使用言語は日本語を含め18言語で、茨城県の八俣送信所ほか20の海外中継局から送信されています。

2の実施要請の内容が諮問の中身になります。25年度の要請と同内容でございます。

1の放送事項は、放送法第65条第1項の括弧書きの内容に係る報道及び解説とし、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することの文言を付しております。

2の放送区域は、その後の3の(5)の要請言語が日本語と中国及び朝鮮語であることから、これら放送が行われる地域となっております。要請言語が3言語のみとなっておりますが、これはテレビとラジオの役割分担として、テレビ国際放送で外国人向けの英語放送を要請し、ラジオについては在外邦人向けに日本語をまず要請し、これに加えて重要な近隣諸国の言語ということで中国語と朝鮮語を要請対象としております。

3で、その他必要な事項として送信場所等を指定しています。

4で、この要請の実施期間を平成26年度中としております。

続きまして、3ページのテレビ国際放送でございます。テレビ国際放送は、外国人向けの英語放送23.5時間程度と法人向けの日本語放送5時間程度の2つがございます。放送区域につきましては、インテルサット3基で世界を広くカバーし、これに加えて各国で容易に受信しやすい地域衛星やケーブルテレビ等の整備を行うことにより、外国人向け英語放送としては140か国、1億8,000万世帯が受信可能となっております。

実施要請の内容でございますが、要請対象は外国人向けの英語による放送、NHKワールドTVに限定しております。

去る1月15日の電波監理審議会におきまして、平成25年度のテレビ国際放送の実施要請の変更について答申をいただきましたが、これはNHKワールドTVの重点的なPRと番組の充実が必要になっていることに鑑みまして、3のその他必要な事項の(4)を変更し、認知度の向上や受信者の増加に努める

ことや、放送効果の調査を行うことについて、より一層の推進に努めることと
いう内容にしたものであります。これは、補正予算の成立を待って、2月7日
に正式に要請したものでございます。

今回の26年度の要請も、変更後の内容を踏襲した内容とし、ほかの部分も
昨年と同様としたいとするものでございます。

これらを適当とする旨のご答申をいただきました場合には、事前にNHKに
対する要請内容の通知を行い、正式な要請は予算の成立を待って、4月1日付
けで行うこととします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、
ご意見等ありますでしょうか。

特にないようでございますね。ついこの間、内容的には審議したばかりで、
26年度版であるということに鑑みましてご質問等はないのかもしれませんが。

それでは、諮問第7号につきましては、諮問のとおり要請することが適当で
ある旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出して
ください。

(5) 認定放送持株会社の認定について (諮問第8号)

○前田会長 それでは次に進みます。諮問第8号「認定放送持株会社の認定に
ついて」につきまして、長塩地上放送課長から説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 資料、2つ目の冊子になります。同様にA4横のパワー

ポイントの資料をご用意させていただいておりますので、これを用いさせていただきますと思います。

1枚おめくりいただきまして、今回、テレビ朝日、それから中部日本放送につきまして、認定放送持株会社制度を活用したいという旨の申請が出ておりまして、これについてご審議いただきたいというものでございます。

この認定放送持株会社の制度ですが、その概要を先にご覧いただければと思います。9ページです。この認定放送持株会社の制度は、平成19年の放送法改正で導入されているものでして、既にこの審議会にも過去4事例お諮りしているものです。今回が5事例目というものです。

その制度趣旨、9ページのところに書いてございますが、経営の効率化等のメリットを有する、いわゆる持株会社によるグループ経営を放送事業経営の選択肢として整備するものでして、その活用により、現在は複数の基幹放送局、例えば地上テレビジョン放送局を2波、あるいは地上テレビジョン放送局とBS放送、こういったものを複数支配するということができない状況ですが、この認定を受けることによって複数の基幹放送事業者を子会社とすることができるというものです。また、その効果としまして外資規制の直接適用が可能になります。

こういった制度の枠組みについて、お戻りいただきまして1ページ目です。今般、テレビ朝日、それからBS朝日、CSワンテンの3社について認定放送持株会社を活用したい、グループ再編を行いたいという旨の申請があり、これにつきまして審査したところ、関係法令に適合していることから認定を行いたい旨のお諮りをするものです。

その概要が下の図ですが、現状は、地上テレビ局であるテレビ朝日、それから、BS朝日、CSワンテンという形で、テレビ局の下に連なる形ですが、これを右側の枠組みの中のように、新たにホールディング会社のもとにテレビ局、

B S局、C S局をそれぞれ100%の子会社としようという旨です。

また、次のページをおめくりいただきますと、同様の構造の絵がございます。中部日本放送とCBCラジオの2社について、同様のグループ再編を行いたいというのですが、こちら3段階の表を下にご用意させていただいております。

平成25年3月31日以前は、中部日本放送はラテ兼営局でしたが、これをちょうど1年前の4月1日をもって、テレビ局のもとにラジオ局を100%子会社とする旨の会社の分割を行ってございます。今回は、その状態をもとに、新たに平成26年4月1日付けをもちまして、認定放送持株会社のもとにテレビとラジオ、それぞれ100%子会社として再編しようというものです。

その次、3ページ目が申請の概要です。

その次の4ページ目が審査結果でして、主に5点の法律上の審査項目がございます。それぞれご覧のとおりですが、1つ目が持株会社が株式会社であること、2つ目が持株会社が基幹放送事業者でないこと。3つ目が、持株会社の総資産の占める放送関連資産の割合が50%を超えることということとして、審査の結果の中ほどのとおり、いずれも、それを超えるパーセンテージになってございます。

また、4項目め、5項目めにつきましても、収益性の確保や欠格事由に該当しないというふうな要件がございまして、全体として、この2つの申請につきましても「○」が重なっておりますように、全てクリアしております。

それぞれ関係の根拠資料が後ろのほうについております。

最後に、右下10ページ目でございますが、これまでにお諮りした4つの事例を表にまとめさせていただいております。いわゆるキー局4局について、いずれも持株会社による再編が行われているという現状でございます。

以上でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたしたいと存じます。

○前田会長 ありがとうございます。本件につきましてご質問、ご意見等あ

りますでしょうか。

○原島代理 今回、東京キー局、もう既にほかのものにあって、これが最後の
ものであると。特に今までと違った点、もちろん細かい点を見ますと資本金と
か、そういうのは違いますが、基本的なところについて違った点はない
と考えていいわけですね。

○長塩地上放送課長 はい、結構です。

○原島代理 それからもう一つ、中部日本放送が入っております、これは東
京キー局ではないということなんですが、基本的に認定するときの条件は、キ
ー局の場合も、こういう中部日本放送のような局の場合も同じ条件で考えてい
るというふうに思って、で、それをクリアしているというふうに考えてよろし
いでしょうか。

○長塩地上放送課長 そのとおりでございます。

○原島代理 わかりました。

○前田会長 単純な確認ですけども、テレビ朝日のケースでBS朝日が37.
1%の資本の比率だったのを100%に直していますけど、これは100%で
なきゃいけないということはないんですよね。

○長塩地上放送課長 子会社であればいいということでございます。

○前田会長 子会社であればいい。

○長塩地上放送課長 はい。子会社であれば出資比率が60%でも、70%で
もいいということになります。

○前田会長 ほかに。

○原島代理 特に問題ないように思いますので、結構かと。

○前田会長 反対意見もないようですので、それでは諮問第8号につきまして
は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行ってはいかがかと思
いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(6) 登録一般放送事業者の登録の取消しについて (諮問第9号)

○前田会長 それでは諮問第9号に進みます。諮問第9号「登録一般放送事業者の登録の取消しについて」につきまして、石山地域放送推進室長から説明をお願いいたします。

○石山地域放送推進室長 本件は、登録されているケーブルテレビ事業者の登録を取り消そうというものでございます。

1 経緯でございますけれども、①株式会社大日光ケーブルテレビ、これは栃木県内にある事業者であります。②滋賀県内にある事業者であります環境エンジニアリング株式会社。これら2事業者につきましては、一般放送の業務を引き続き1年以上休止しているという状況でございます。

総務省より、具体的な事務といたしましては所管する各総合通信局になりますけれども、当該登録一般放送事業者に対しまして、事情聴取や現地調査などを行うとともに、状況の改善に向けまして口頭、文書により再三指導してきたところでございますが、現在においても状況は改善されていないという状況でございます。

具体的には、1枚おめくりいただきまして、各社の概要及びこれまでの経緯につきまして補足いたします。

まず①栃木県内にごございます株式会社大日光ケーブルテレビについてでございます。

こちらの事業者につきましては、平成11年5月から業務を行ってきたところでございますけれども、経緯といたしまして平成22年10月でございましたが、関東局のほうに来局して、10年以上前から関係事業者への料金支払いの遅延が繰り返されつつ何とかやってきたのですが、今後は難しいかもしれないという相談があった。具体的には電気料金でありますとか、電柱の共架料というものでございます。

平成22年11月、約1か月たって、事前周知の上、資金繰り困難になりましたので、一時休業、停波をしたということでございました。その後加入者等からリアクション、テレビが映らないとかございましたので、関東局から対応を依頼したところ、6日後にしばらく放送を再開するという連絡があって、1年弱放送をしていたところでございますが、設備のデジタル化改修、一定の費用を要するその改修を行っていないので、結局、地上アナログ放送終了に合わせて地上放送の再放送が停波になっているという状況でございます。

さらに、間もなく当該社が支払い不能に陥りまして、関係の事業者から商用電源の供給をとめたと連絡を受けたことによりまして、まさに事実上の廃業になったという状況でございました。

平成23年10月28日でございますけれども、当該社同意の上、関係事業者により伝送路回線等の撤去工事を開始していくとの連絡があったと伺っております。

それから、平成25年になりまして、11月、登記事項証明を取得したところ、登記上は社が存続しているということを確認したところでございますが、電話も通じない、連絡がとれない状況になっておりました。

昨年12月になりまして、関東局が現地調査を実施いたしまして、設備はヘッドエンドと呼んでおります送出装置になりますが、そちらを残して撤去されたことを確認した。

平成23年7月以降、数度にわたり文書により廃止届提出依頼しているが、いまだ未提出であるために、現地に出向いて、近所に住んでいる代表者に直接指導するも、廃止届提出には至っていないという状況でございます。

先月でございましたが、2月、不要設備の撤去を含む、先月中の廃止届の提出に関する要請文書を発出したのですが、期限を過ぎても反応がないという状況でございます。

3ページにまいりまして、滋賀県大津市の事業者である環境エンジニアリング株式会社につきまして、経緯等でございます。

こちらアナログ波停波に際しまして、デジタル改修を行い事業を継続すると言っていたところだったが、結局、改修は行われず、それ以前より他のケーブルテレビ事業者による業務区域内の加入者の移行が行われたということでございます。

平成24年3月でございますが、電話連絡により数度の接触を試みるも、つながらなかった。現地調査を実施して、設備等そのまま放置されている状況だった。現地調査を行った際に郵便受けに状況説明文書と廃止届を出してくださいという文書を投函してきたということでございます。

以降、5回にわたりまして文書を郵送したのですが、一向に返事がないということでもございました。

それから、平成25年7月の段階では、登記事項証明を取得して、同社が登記上はまだ存続しているということを確認しております。

先ほどの大日光ケーブルと同様に、2月になりまして担当する近畿総合通信局から不要設備の撤去を含む、先月中を期限とした要請文書を発送したのですが、何ら反応がなく、状況が変わっていないということでございます。

1ページにお戻りいただきまして、今回の諮問内容でございます。2でございますけれども、点線の中に囲ってあります放送法第131条第1号の規定に

基づきまして、上記2つの事業者につきまして、それぞれ第1号に規定する正当な理由がないのに一般放送の業務を引き続き1年以上休止しているということが認められますので、2社につきまして登録を取り消すこととしたいということでございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 今回このようなことが起きたのは、登録一般放送事業者についてはいわゆる更新という制度がないので、更新があれば、そのときに見ればいいわけですがけれども、更新という制度がないためであると、そう考えてよろしいでしょうか。

○石山地域放送推進室長 そういった制度上のこともあります。いろんな情報がそれぞれの総合通信局に入ってきて、その都度その都度問題が生じる場合には、あくまでも視聴者の保護という観点から、いろんなところで事情聴取を、場合によっては出向いて行ってするということでございます。そういった中から状況をつかんで、必要な接触をして指導等しているのですが、2社とも経営上の問題から立ち行かなくなってしまったということで、このような結果に至っているというふうに考えております。

○前田会長 どうぞお願いします。

○村田委員 廃止届を出せば済むことだと思うんですけど、なぜ出さないのかわからないのですが、いずれにしても、法律のたてつけ上は、放送法第129条で1か月休止する場合でも届出をしなければいけないし、第135条で廃止したときにはその廃止の届出をしなければならなくて、第192条で、それをしないと一応過料に処するという規定もありますので、そのところはもう少し厳しく言ってもいいのかなという感じがします。

難しいことじゃなくて、休止しますとか、廃止しますの届出を出せば済むことなのというのがちょっと印象としてありましたので。

以上です。

○石山地域放送推進室長 ご指摘、ごもっともだと思っております。その点、今後とも必要な指導等行っていきたいと思っております。

○前田会長 ほかには特にありませんか。

ほかにないようでしたら、この諮問第9号につきましては、放送法上、意見の聴取の手続を行う必要がありますので、意見の聴取をすることといたします。

この手続を主宰する主任審理官として雨宮審理官を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

ほかにないようでしたら、以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。次回の開催は平成26年4月9日、水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。